

9月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金事務取扱要綱

2産労総企第1710号

令和2年9月30日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）による営業時間短縮の要請（令和2年9月1日から同月15日まで。以下「要請」という。）に全面的に協力し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する特別区内中小企業者に対して、9月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、厳しい状況下の特別区内中小企業者を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

特別区内中小企業者 特別区内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ大企業が実質的に経営に参画していない次のいずれかの法人等

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

(対象事業者)

第3条 協力金の申請及び支給の対象となる事業者は、次に定める全ての要件を満たす者とする。

- (1) 要請を受けた、酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を運営する特別区内中小企業者であること。
- (2) 要請の開始日（令和2年9月1日）より前に開業し、営業の実態があること。
- (3) 令和2年9月1日から同月15日までの全ての期間において、対象店舗が次のいずれかに該当すること。

ア 特別区内の酒類の提供を行う飲食店

営業の形態や名称の如何を問わず、夜22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない（終日休業含む）か、あるいは酒類の提供を終日行わないこと。

イ 特別区内のカラオケ店

酒類の提供の有無にかかわらず、夜22時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わないこと（終日休業含む）。

(4) 都が公表している「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」等を遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示していること。

(5) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。あわせて暴力団及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

（支給額）

第4条 協力金は、前条に規定する対象事業者に対して、予算の範囲内において、一事業者当たり、店舗の数に関わらず、一律15万円を支給する。

（申請）

第5条 協力金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、協力金の支給を受けようとするときは、様式第1-1号（東京都感染拡大防止協力金の「第1回」若しくは「第2回」又は「8月実施分」で支給決定された店舗と同一の店舗で申請の場合）又は様式第1-2号（その他の場合）による申請書に、様式第2号による誓約書その他知事が定める資料を添えて知事に提出しなければならない。

（支給）

第6条 知事は、申請者より前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは協力金を支給する。

2 協力に係る謝意を示すため、申請者の店舗に係る屋号を公表する。

3 知事は、第1項の審査により、協力金の支給を決定したときは、様式第3号により当該申請者に通知する。

4 知事は、第1項の審査により、協力金を支給しないと決定したときは、様式第4号により当該申請者に通知する。

（協力金の取消し及び返還）

第7条 知事は、協力金支給の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、協力金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支給の決定の取消しを行うものとする。

2 前項の取消しを行う場合において既に協力金を支給しているときは、知事は期限を定め、協力金の返還を命ずるとともに、協力金と同額の違約金を求めることができる。

（検査及び報告）

第8条 知事は、協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。